

和水学第1960号

令和2年3月6日

各小中学校長 様

和水町教育委員会
教育長 岡本 貞三



和水町立小中学校における臨時休業日の延長について（通知）

このことについて、令和2年3月6日（金）に臨時教育委員会を開催いたしました。下記のとおり町長へ臨時休校の意見を教育委員会として具申しました。その結果、これまでの臨時休校に引き続き春休みまで臨時休校とすることとしましたので通知します。各学校にあっては、春休みのための指導や退任式等のための登校日等設定いただき、新型コロナウイルスの感染拡大の防止に努めていただきますようよろしくお願いいたします。

なお、休業中の児童生徒の生活に特段の配慮が必要な場合は、相談に応じていただき個別の対応をお願いいたします。

記

- 1 臨時休業（休校）延長の期間 令和2年3月16日（月）～3月24日（火）
- 2 春休み期間 令和2年3月25日（水）～4月 7日（火）
- 3 臨時休校延長にいたる理由
 - （1）有明保健所管内で新型コロナウイルス感染者が出たこと
 - （2）経過観察者が70名おられること。
 - （3）全国でも感染者が増加傾向にあること
 - （4）全国の例で陰性の判断後に陽性となる例があること。
 - （5）感染していても無症状が続いている例があること。
 - （6）保護者にとっても早めの対応で仕事の予定がたてられること

【問い合わせ先】

和水町教育委員会 学校教育課

学校教育係 担当 中峯 拓也

Tel:0968-86-3131 Fax:0968-86-4215

E-mail:t-nakamine@town.nagomi.lg.jp